

## 学習情報サロンに設置するミニギャラリーの取り扱いについて

### 1. 目的

市民が作成した絵画、書、工芸その他の作品の展示等の場を提供し、もって市民の生涯学習の振興に寄与するため、学習情報サロンにミニギャラリーを設置する。

### 2. 展示場所

学習情報サロンの出入口の右側のスペース（別紙1）とし、展示は、原則として基準展示レイアウト図（別紙2）のとおりとする。

### 3. 利用者

市民及び、春日部市を中心に活動しているサークル等

### 4. 展示物

- (1) 市民が作成した絵画、書、工芸その他の作品
- (2) 火災、盗難、その他不慮の事故、損害等に対して、市教育委員会は一切責任を負わないものとする。

### 5. 展示期間

学習情報サロンの開所日とし、展示期間は休所日を含む14日以内とする。

### 6. 利用方法

- (1) 利用者は、利用を希望する初日の3か月前から1週間前までに申込書（別紙3）を春日部市教育委員会に提出するものとする。
- (2) 利用者は事前に、職員と打ち合せを行い、利用期間内に利用者が飾り付け等を行うものとする。
- (3) 当ギャラリーにふさわしくないとと思われる目的（物品の販売等）、内容の場合は、利用を許可しないものとする。
- (4) 貸出備品は、パネル（フック含む）、長机、立看板、照明とする。
- (5) 使用料は、無料とする。

### 7. 実施日

平成22年4月1日

### 8. その他

- (1) ミニギャラリーの利用については、「学習情報サロンミニギャラリー利用予約簿」（別紙4）で管理する。
- (2) サークル募集に関する情報提供するための掲示スペースを設ける。
- (3) 利用のない期間については、従来通り生涯学習に関する情報提供のスペースとして活用する。

## 春日部市学習情報サロンミニギャラリー利用申込書

春日部市教育委員会 あて

平成 年 月 日

利 用 者		
展 示 物	≪絵画：洋画・日本画・( )≫ ≪写真≫ ≪書・ペン習字≫ ≪工芸：陶芸・七宝焼・木彫・革工芸・( )≫ ≪手芸：俳句・川柳・詩・手作り絵本・( )≫ ≪その他( )≫	
利用責任者	住 所	
	電話番号	
	氏 名	
利用期間	平成 年 月 日 ( ) 曜日から	
	平成 年 月 日 ( ) 曜日まで	
利用備品	パネル ( ) ・机 ( ) ・立看板 ( ) ・照明 ( )	
備 考		

注意：(1) 展示にあたっては、必ず職員と事前打ち合わせを行ってください。

(2) 展示物の搬入、飾り付け、管理、問い合わせ、片付け、搬出等展示に関する事項はすべて利用者の責任のもとに行ってください。

万一、展示物が破損・盗難等の事故にあっても、市教育委員会では責任を負えません。